

農学部に関する活動に関する援助規定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、六篠会が、農学部（附属農場を含む）の活動にかかる援助に関し必要な事項を定めたものとする。

(活動内容の基準)

第 2 条 六篠会は、農学分野の教育・研究活動を促し、農学部の発展に寄与するため、農学部の活動に関し、次に挙げる内容の基準を満足するものに対して援助することができる。

- (1) 農学部が、主催又は共催する事業或いは行事であること。
- (2) 農学部の教職員以外の出席者が、概ね過半数を占める会議等であること。
- (3) 農学部の教職員にかかる親睦並びに冠婚葬祭等でないこと。

(例：新年会・忘年会の会合、中元・歳暮・お祝い・お供え等)

(援助の額)

第 3 条 六篠会が農学部へ援助する金額の総額は、年間 550,000 円以内とする。

- 2 前項の金額のうち、250,000 円については、使用料（施設使用量、光熱水量、消耗品費等）及び運営費として支出するものであり、前条に規定する活動内容の基準について制約を受けないものとする。

(援助の方法)

第 4 条 農学部は、援助を受けようとするときは活動内容、事業費及び援助希望額を明示した事業計画書を年度当初に、六篠会へ提出しなければならない。

ただし、年度当初に事業計画が定まらない場合にあつては、必要に応じて、その都度、事業計画書を六篠会に提出することができる。

- 2 六篠会は、前項の事業計画書を役員会又は、止むを得ないときは幹事会で審査し、援助の可否及びその援助額を農学部へ通知しなければならない。
- 3 農学部は、事業計画書に基づき、六篠会から援助の通知を受けた事業を実施しようとするとき、又は、したときはその都度六篠会へ援助の額を請求するものとする。
- 4 六篠会は、前項の援助額の請求があつたときは、速やかに支払うものとする。
- 5 農学部は、六篠会から援助を受けたときは、活動の内容及び使途が明らかになる書類（領収書等）を、速やかに六篠会へ提出しなければならない。
- 6 前項 2 項の援助額については、六篠会は農学部の請求に基づき、前渡しするものとし、本状 3 項、4 項、5 項の規定によらない。
- 7 農学部を援助額の受領に伴い、領収書を提出しなければならない。

附 則

この規定は、平成12年4月1日より施行する。